

杉戸町立杉戸第三小学校

いじめ防止基本方針



(杉戸第三小学校キャラクター；うっすー)

平成29年9月改定

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	1
第 2 いじめの早期発見への取組	2
第 3 いじめの早期解決への取組	3
第 4 いじめの問題に向けての校内組織	5
第 5 いじめの防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	6
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	6

はじめに

杉戸町立杉戸第三小学校基本方針策定にあたって

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「国の基本方針」「県の基本方針」及び「杉戸町基本方針」を参考にして、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条「定義」＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第1 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

そこで、全職員がいじめ問題では、すべての児童が何らかのかかわりがあるとの認識の下、三部会（学び部会、こころ部会、すこやか部会）や各学年・ブロックで以下の取組を組織的、計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 授業では教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図る。
- (2) 児童が自ら思考し、考えや思いを共有できる授業への改善を図り、達成感を味わわせることにより自尊感情を育む。
- (3) 特別の教科 道徳を核にした教育活動全般で、命の大切さを指導する。
- (4) 人権教育の充実により、他人も自分も大切にできる人権感覚を身につけさせる。
- (5) 規則正しい生活習慣を保護者とともに身につけさせることで、心のよりどころとなる教室や家庭での基盤をしっかりとさせる。
- (6) 体力を向上させることで「健全な肉体に健全な魂が宿る」ことを自覚させ、生涯にわたって健全性が高められるようにする。
- (7) 児童会活動の自助共助の取組を積極的に支援し、望ましい集団活動の中で、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。
- (8) いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (9) 年2回（8月、3月）、全職員で問題を抱えている児童について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの特性として、いじめにあってる児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大をおそれるあまり訴えることができなかつたりことが多い。

また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりすることなどの状況にある児童が、いじめにあってる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。そのため、教職員には、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、本校においては児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 「児童対象いじめアンケート調査」（通称「なかよしアンケート」）を年3回（6月、11月、2月）実施。アンケートの結果、いじめと思われる事案が記述されているときには、管理職に連絡、事実確認を行い、対処について組織的に対応する。

- (2) 「保護者対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、2月）実施。
アンケートの結果、いじめと思われる事案が記述されているときには、管理職に連絡、事実確認を行い、対処について組織的に対応する。
- (3) 教職員は、業前の時間や休み時間等も子どもたちと向き合う時間を確保し、小さな変化も逃さないようにする。
- (4) 児童の小さな変化を管理職をはじめ他の教職員とも情報の共有をし、複数の目と耳で確認し、声掛けや面談等を迅速に行う体制を作る。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携促進・協働する体制の構築を図る。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは、当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。

そこで本校では、学校経営の基本理念である「笑顔と優しさあふれキラリかがやく杉戸第三小学校」に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全職員が、児童のささいな変化に気付き、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、以下の取組を実践していく。

いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) 学校の教職員がいじめを発見し、又は児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、速やかに、「法 第22条」に規定された「いじめ対策委員会」に対し該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談する。ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) 発見・通報を受けた教職員は、いじめ対策委員会に直ちに情報を提供し、教職員全員で共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡

する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

- (3) いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に当該児童又は保護者等へ提供する。
- (4) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等と相談して、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を確認後、当該児童の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮し、以後の対応を行う。
- (5) 被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、いじめの当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの解消とすることから、学校や学級全体で話し合う等して、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (6) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。
- (7) 本校職員が、いじめに係る相談等において他校の児童・生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (8) こころ部会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (9) いじめ防止対策推進法 23 条 2 に基づき、いじめに対する措置の結果を杉戸町教育委員会（いじめ問題対策連絡協議会）へ速やかに報告する。

いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中心核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織作りをする。

【名称】

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では「いじめ対策委員会」を常設する。

【構成員】

この会議の構成員には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等の中から問題の状況や実情により充て、個々の事案により、学級担任等が参加するなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士・医師・警察官経験者等の心理や福祉の専門家の参加を杉戸町に要請することとする。

第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、若しくはいじめにより重大な被害が生じたという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態でないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。この重大事態を全職員が理解し、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、杉戸町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から管理職・こころ部会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。
- (4) 上記調査結果については、28条2項に基づきいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 教務部では、いじめの被害児童を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。
- (6) こころ部会では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- (7) 必要に応じて、杉戸町教育委員会と連携し、町のいじめ問題対策連絡協議会の委員等の派遣を杉戸町に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、以下のように情報モラル研修会等を行う。

- (1) 学級活動の時間を活用して、ネット問題等について授業を実施する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、児童及び保護者を対象とした、ネット意識啓発講座を実施する。
- (3) 教職員に対してもネットによるいじめについて研修会を実施する。